

事業報告書

令和2(2020)年度
(第3期事業年度)

自 令和2(2020)年4月1日
至 令和3(2021)年3月31日

地方独立行政法人
栃木県立リハビリテーションセンター

目 次

I 法人の概要

1	目的	1
2	業務内容	1
3	沿革	1
4	設立根拠法	1
5	設立団体の長	1
6	組織図	2
7	事務所の所在地	3
8	資本金の額及び出資者ごとの出資金	3
9	役員	3
10	職員の状況	4
	(1) 常勤職員の数	4
	(2) 非常勤職員の数	4
11	法人が設置・運営する病院の概要	4
12	財務諸表の要約	5
	(1) 貸借対照表	5
	(2) 損益計算書	6
	(3) キャッシュ・フロー計算書	7
	(4) 行政サービス実施コスト計算書	7
13	財務情報	8
	(1) 財務諸表の概要	8
	(2) 重要な施設等の整備等の状況	8
	(3) 予算及び決算の概要	9
14	事業に関する説明	9
	(1) 財源の内訳	9
	(2) 費用の概要	9

II 令和2(2020)年度における事業報告

1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	10
	(1) 質の高い医療の提供	10
	(2) 安全で安心な医療の提供	11
	(3) 患者・県民等の視点に立った医療の提供	12

(4) 障害児・障害者の福祉の充実	13
(5) 人材の確保と育成	14
(6) 地域連携の推進	15
(7) 地域医療・福祉への貢献	15
(8) 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理	16
(9) 災害等への対応	16
2 業務運営の改善及び効率化に関する事項	16
(1) 業務運営体制の確立	16
(2) 経営参画意識の向上	17
(3) 収入の確保及び費用の削減への取組	17
3 財務内容の改善に関する事項	18
4 その他業務運営に関する重要事項	18

I 法人の概要

1 目的

栃木県の医療・福祉政策として求められる一貫したリハビリテーションを提供するとともに、医療及び福祉に関する調査及び研究を行い、県内における医療水準等の向上を図り、もって心身に障害のある県民の自立と社会参加を促進することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 医療及び福祉を提供すること。
- (2) 医療及び福祉に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療及び福祉に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 障害児入所施設を運営すること。
- (5) 児童発達支援センターを運営すること。
- (6) 障害者支援施設を運営すること。
- (7) 上記に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 沿革

平成 30(2018)年 4 月 1 日 地方独立行政法人として設立

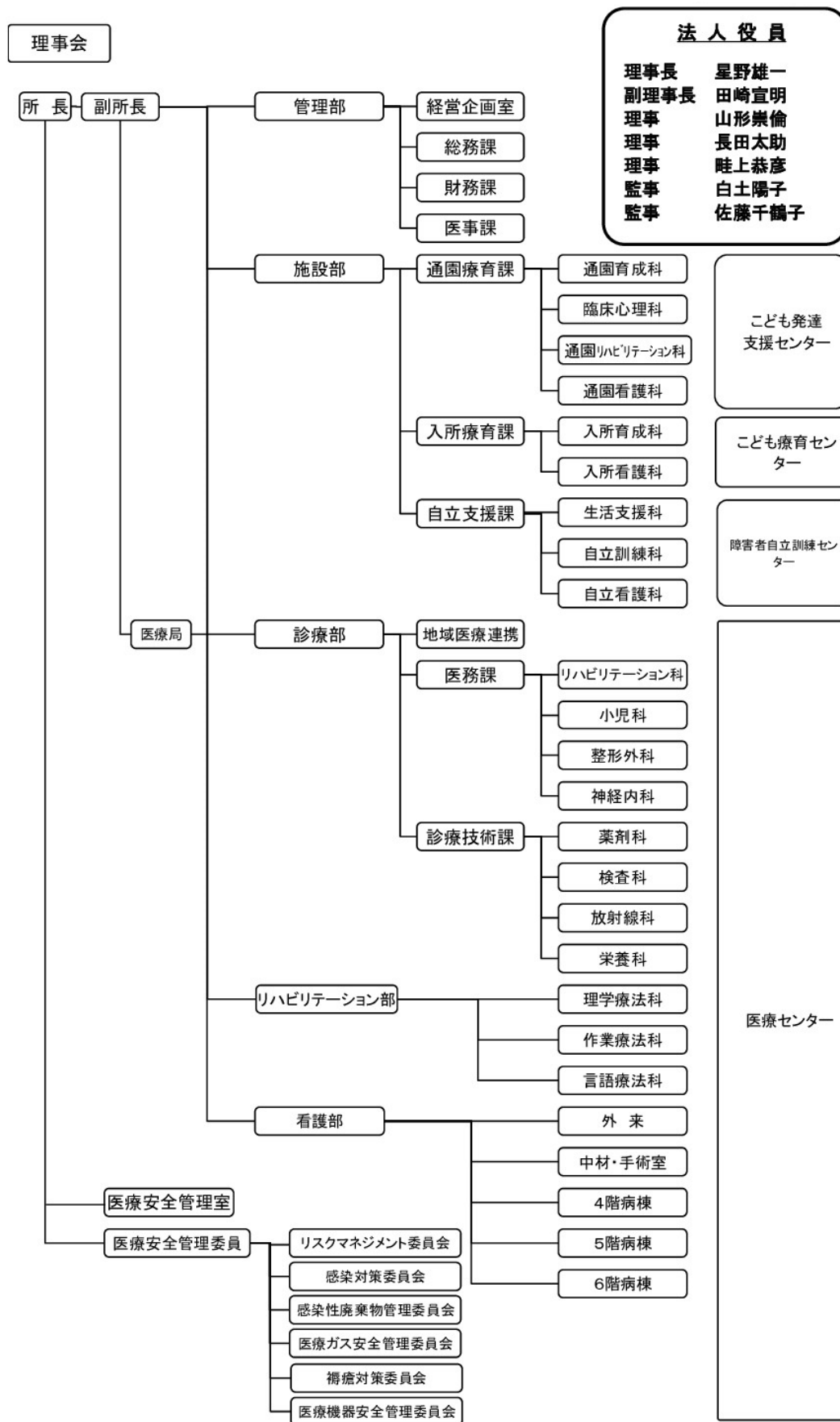
4 設立根拠法

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）

5 設立団体の長

栃木県知事

6 組織図（令和2（2020）年4月1日現在）



7 事務所の所在地

栃木県宇都宮市駒生町3337番地1

8 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増減	期末残高
設立団体出資金	1,064	0	1,064

9 役員（令和2(2020)年4月1日現在）

役 職	区 分	氏 名	経 歴
理 事 長	常 勤	星野 雄一	平成 25(2013)年 4 月 とちぎリハビリテーションセンター 所長 平成 30(2018)年 4 月 現職（所長兼務）
副理事長	常 勤	田崎 宣明	平成 31(2019)年 4 月 栃木県立博物館 副館長兼管理部長 令和 2(2020)年 4 月 現職（副所長兼務）
理 事	非常勤	山形 崇倫	平成 28(2016)年 4 月 自治医科大学附属病院 副病院長 令和 2(2020)年 4 月 現職
理 事	非常勤	長田 太助	平成 27(2015)年 4 月 自治医科大学附属病院 副病院長 平成 30(2018)年 4 月 現職
理 事	非常勤	畦上 恭彦	平成 25(2013)年 4 月 国際医療福祉大学保健医療学部 言語聴覚学科 教授 平成 30(2018)年 4 月 現職
監 事	非常勤	白土 陽子	平成 28(2016)年 7 月 法律事務所コンフォルト 弁護士 平成 30(2018)年 4 月 現職
監 事	非常勤	佐藤 千鶴子	昭和 57(1982)年 3 月 佐藤千鶴子公認会計士事務所 所長 平成 30(2018)年 4 月 現職

10 職員の状況

(1) 常勤職員の数

職種	令和2(2020)年度		令和3(2021)年度
	令和2(2020)年 4月1日現在	令和3(2021)年 3月1日現在	令和3(2021)年 4月1日現在
医師	9	11	10
看護師	87	88	90
理学療法士	44	43	42
作業療法士	37	37	37
言語聴覚士	13	13	14
薬剤師	3	3	3
臨床検査技師	3	3	3
放射線技師	3	3	3
管理栄養士	3	3	3
保健師	1	1	1
MSW(医療ソーシャルワーカー)	3	3	4
保育士	17	17	14
心理	4	4	4
福祉(介護)	6	6	8
事務	25	25	24
合計	258	260	260

(2) 非常勤職員の数

令和2(2020)年4月1日現在において35人(令和3(2021)年4月1日現在において33人)となっている。

11 法人が設置・運営する病院の概要(令和2(2020)年4月1日現在)

病 院 名	栃木県立リハビリテーションセンター
所 在 地	栃木県宇都宮市駒生町3337番地1
診 療 科 目	リハビリテーション科、小児科、整形外科、神経内科、消化器内科、歯科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻いんこう科、眼科、精神科(計11科)
病 床 数	一般病床153床
入院基本料 (施設基準)	一般病棟33床 (障害者施設等入院基本料(10対1入院基本料)・小児入院医療管理料5) 一般病棟40床 (地域一般入院料3・小児入院医療管理料5) 回復期リハビリテーション病棟80床 (回復期リハビリテーション病棟入院料1)

12 財務諸表の要約

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
固定資産	5,759	固定負債	4,849
有形固定資産	5,681	長期借入金	149
無形固定資産	0	移行前地方債償還債務	3,645
投資その他の資産	78	資産見返負債	566
流動資産	1,184	引当金	484
現金及び預金	831	長期リース債務	5
未収金	331	流動負債	850
貸倒引当金	△2	預り補助金等	0
たな卸資産	22	1年以内返済予定長期借入金	50
その他流動資産	2	1年以内返済予定移行前地方債償還債務	502
		短期リース債務	6
		未払費用	4
		未払金	118
		預り金	13
		引当金	157
		負債合計	5,699
		純資産の部	
		資本金	1,064
		資本剰余金	△121
		利益剰余金	301
		純資産合計	1,244
資産合計	6,943	負債純資産合計	6,943

(注)計数はそれぞれ四捨五入によっているもので端数において合計とは一致しないものがある。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額
営業収益	3, 3 8 7
医業収益	1, 5 2 1
施設収益	3 5 0
運営費負担金収益	7 2 5
運営費交付金収益	4 9 8
補助金等収益	7
資産見返負債戻入	2 8 5
営業費用	3, 2 0 6
医業費用	2, 2 4 1
施設費用	7 2 3
一般管理費	1 3 9
控除対象外消費税損失	7 7
資産取得控除対象外消費税償却	2 5
営業外収益	6 3
運営費負担金収益	5 1
その他営業外収益	1 2
営業外費用	8 2
財務費用	7 6
雑損失	6
臨時利益	0
臨時損失	0
当期純利益	1 6 2

(注)計数はそれぞれ四捨五入によっているので端数において合計とは一致しないものがある。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	369
医療材料の購入による支出	△118
人件費支出	△1,901
その他業務支出	△688
医業・施設収入	1,874
運営費負担金収入	776
運営費交付金収入	498
補助金等収入	0
その他の収入	4
利息受取	0
利息支払	△76
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	283
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△487
IV 資金の増加額(又は減少額)(D=A+B+C)	165
V 資金の期首残高(E)	667
VI 資金の期末残高(F=D+E)	831

(注)計数はそれぞれ四捨五入によっているので端数において合計とは一致しないものがある。

(4) 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

科目	金額
I 業務費用	1,405
損益計算書上の費用	3,288
(控除) 自己収入等	△1,883
II 損益外減価償却相当額	62
III 引当外退職給付増加見積額	13
IV 機会費用	1
V 行政サービス実施コスト	1,481

(注)計数はそれぞれ四捨五入によっているので端数において合計とは一致しないものがある。

13 財務情報

(1) 財務諸表の概要

経常収益、経常費用、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの状況（増減の主な要因）

(経常収益)

令和2(2020)年度の経常収益は3,449百万円となっている。主な内訳としては、医業収益が1,521百万円、施設収益が350百万円、運営費負担金収益が725百万円、運営費交付金収益が498百万円となっている。

(経常費用)

令和2(2020)年度の経常費用は3,288百万円となっている。主な内訳としては、給与費が2,029百万円、材料費が117百万円、経費が640百万円となっている。

(当期総損益)

令和2(2020)年度の当期総利益は、経常損益の状況により、162百万円となっている。

(資産)

令和2(2020)年度末現在の資産合計は6,943百万円となっている。期首の7,130百万円と比較して187百万円の減となっている。主な減少要因としては、有形固定資産の326百万円の減があり、増加要因として現金預金の165百万円の増となっている。

(負債)

令和2(2020)年度末現在の負債合計は5,699百万円となっている。期首と比較して309百万円減となっている。主な減少要因としては、移行前地方債償還債務の502百万円の減及び1年以内返済予定移行前地方債償還債務28百万円の減、主な増加要因として、1年以内返済予定長期借入金20百万円の増及び退職給付引当金142百万円の増となっている。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2(2020)年度の業務活動によるキャッシュ・フローは369百万円となっている。主な内容としては、医療材料の購入による支出が△118百万円、人件費支出が△1,901百万円、その他業務支出が△688百万円、利息支払額が△76百万円、医業・施設収入が1,874百万円、運営費負担金収入が776百万円、運営費交付金収入が498百万円、その他の収入が4百万円となっている。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

令和2(2020)年度の投資活動によるキャッシュ・フローは283百万円となっている。内容としては、有形固定資産の取得による支出△42百万円、運営費負担金及び運営費交付金収入325百万円となっている。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

令和2(2020)年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△487百万円となっている。内容としては、長期借入金による収入78百万円、移行前地方債償還債務の償還による支出△530百万円、長期借入金の返済による支出△29百万円、その他財務活動による支出△6百万円となっている。

(2) 重要な施設等の整備等の状況

- ア 当事業年度中に建替整備が完了した主要施設等
なし
- イ 当事業年度において建替中の主要施設等の新設・拡充
なし
- ウ 当事業年度中に処分した主要施設等
なし

(3) 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	令和2 (2020)年度	
	予算	決算
収入		
営業収益	3,419	3,103
医業収益	1,796	1,522
施設収益	403	350
運営費負担金	725	725
運営費交付金	495	498
補助金等	0	7
営業外収益	65	64
臨時利益	0	0
資本収入	409	404
計	3,893	3,571
支出		
営業費用	3,154	2,770
医業費用	2,177	1,889
施設費用	773	680
一般管理費	132	124
その他営業費用	72	77
営業外費用	84	82
臨時損失	0	0
資本支出	615	612
計	3,853	3,464

(注)計数はそれぞれ四捨五入によっているので端数において合計とは一致しないものがある。

14 事業に関する説明

(1) 財源の内訳

当センターの経常収益は3,449百万円で、主な内訳としては、医業収益が1,521百万円、施設収益が350百万円、運営費負担金収益が725百万円、運営費交付金収益が498百万円となっている。

(2) 費用の概要

当センターの経常費用は3,288百万円で、主な内訳としては、医業費用が2,241百万円、施設費用が723百万円、一般管理費が139百万円となっている。

Ⅱ 令和2(2020)年度における事業報告

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 質の高い医療の提供

ア 専門的な医療の提供

- ・ 回復期の患者に対し、医師を中心とした診療、専門性を有する療法士による理学・作業・言語の各療法等、専門的かつ集中的なリハビリテーション医療を提供
- ・ 98.3% (543人中534人) の入院患者に対し入院後1週間以内にカンファレンスを実施
- ・ FIM(機能的自立度評価表)の点数の低い重症患者を積極的に受け入れた結果、入院患者に占める重症患者の割合が増加(49.5%)
- ・ 社会、教育、職業といった各分野と連携が必要な、リハビリテーション目的の65歳未満の患者を受入(入院患者543人中133人)。うち7.5%(133人中10人)を占める若年脊髄損傷・脳外傷患者等に対しては、入院中のリハビリテーションの提供に加え、退院後も外来でのリハビリテーションや、併設する障害者自立訓練センターや高次脳機能障害支援拠点機関の機能を活用しながら、復学、就労、社会参加を目的とした関係機関への円滑な移行を実施
- ・ 医師を始め多職種が共同して各種検査を実施し、患者の状態に合わせたリハビリ計画を立案
- ・ 特別支援学校や地域の相談支援事務所と連携して、診療、療育、教育等総合的なリハビリテーションを提供
- ・ 幼児期の発達障害児に対し、定期的に各種検査を実施し、個々の発達課題に応じた専門的なアプローチと併せて保護者への関わり方の指導やアドバイスを実施
- ・ こども発達支援センターでの親子通園や、病院での外来リハビリテーションの活用のほか、高機能自閉症児等就学前グループ指導により、障害児本人の発達を促すとともに、家族への支援を実施
- ・ 通院の障害児に医学的リハビリテーションを実施するとともに、その家族に対し個別的な評価をフィードバックし、家庭や学校等の生活場面で実際に活かせるよう指導・援助
- ・ 装具・車椅子・座位保持装置などを作製する際、必要に応じて、現在の能力でより高い次元のADL(日常生活活動)が獲得できるよう、アドバイスを実施
- ・ こども発達支援センターに通園している障害児の家族に対して、概ね月1回、保護者向けの学習会を開催
- ・ 県内の医療機関との連携による「小児整形外科」で、整形外科手術を実施(4件)
- ・ 介護保険制度の適用外となる脳性麻痺、脳外傷、脊髄損傷、上肢・下肢の切断等の患者に対し、13,320単位の外来リハビリテーションを提供

- ・ 小児に対する医療・福祉サービスのあり方検討結果を踏まえ、こども療育センターの職種ごとの職員配置数を見直し、医療的ケア児等の受入れ体制を充実
- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、神経難病外来で紹介患者の受入れを実施

イ 医療機能の充実

- ・ 整形外科疾患患者の直接入院体制を整え、99.2%（525人中521人）を直接入院で対応
- ・ 回復期病棟で365日リハを実施し、患者一人あたり1日平均8.37単位（平日8.41単位、休日8.31単位）を提供
- ・ 一般病棟で部分的に再開していた日曜日の休日リハを令和2（2020）年5月から完全実施
- ・ 令和2（2020）年1月から算定を開始した回復期リハビリテーション病棟入院料1（5階及び6階病棟）を、令和2年（2020）診療報酬改定後も維持
- ・ 多職種による入院早期の1週間までのカンファレンス、患者ごとに定期的なカンファレンスを実施
- ・ 電子カルテを活用し、カンファレンスにおける情報や治療目標を共有（カンファレンス総件数1,135件）
- ・ 管理栄養士や医師等を構成員とする褥瘡対策委員会を2回開催（全職員対象研修を1回実施）
- ・ 給食委員会において、NST（栄養サポートチーム）の設置に向けて、多職種による栄養サポートを試行し、各種カンファレンスで栄養評価を実施
- ・ 嚥下困難患者や経管栄養患者に対して個々の患者のニーズに合わせたオーダーメイド調剤を実施
- ・ 歯科衛生士が、入院患者や入所児・入所者の口腔内の保清のため週3回定期的に病院・施設を巡回
- ・ 看護部教育委員会と認定看護師会が連携して院内研修会の年間計画を立案し、全職員を対象として研修会を実施
- ・ 認定看護師会が病棟の特性に応じた研修会を13回実施

ウ 先進的なりハビリテーション医療の提供

- ・ ボツリヌス療法に積極的に取り組み、189人に実施
- ・ ロボットスーツを入院・外来患者に使用しながらデータを蓄積し、学会で症例報告を実施

エ リハビリテーションに関する調査研究等の推進

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により「とちぎヘルスケア産業協議会」の部会が中止となり、当センターにおけるミーティングも開催見送り
- ・ 関係学会や自治体病院学会等での発表・参加を支援（発表3件）
- ・ 看護師養成機関と連携しながら、質の高い看護研究を実施

(2) 安全で安心な医療の提供

ア 医療安全対策の推進

- ・ リスクマネジメント委員会を12回、転倒・転落検証ワーキンググループを10回開催し、インシデント・アクシデント事例について発生要因を調査、分析、再発防止の具体策検討、実施、評価を実施
- ・ 医療安全研修を9回開催し、医療安全に関する情報を共有
- ・ 緊急時の全館放送に、新型コロナウイルス感染症の発生防止のためのイエローコールを追加

イ 院内感染防止対策の推進

- ・ 定例の感染対策委員会及びICT（感染防止対策チーム）会議をそれぞれ12回開催したほか、新型コロナウイルス感染症の発生防止のため臨時に委員会を24回招集
- ・ 令和2（2020）年11月に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報共有の徹底と、センター内における感染症対策の検討を実施
- ・ ICTが週1回病棟等を巡回するとともに、全職員対象に感染対策講習会を2回開催
- ・ 栃木県立がんセンターICTと共同カンファレンスを4回開催し、感染症発生状況を共有の上で、環境改善及び感染症の発生を防止
- ・ 感染対策研修会として全職員を対象に「コロナウイルス感染対策」「感染の基本と新型コロナウイルス」をテーマに研修を実施

ウ 医療機器、医薬品等の安全管理の推進

- ・ 医療機器安全管理責任者の下、医療機器の保守点検計画を策定し医療機器の保守点検を実施。心電図、除細動器などの適切な使用方法について研修会を実施
- ・ 新規採用看護師を対象に処方薬の流れや病棟での管理、消毒薬の使用方法等について講習会を開催
- ・ 薬剤科職員等に対して繁用薬剤について研修会を4回開催
- ・ 手術・輸血療法委員会を1回開催し、手術や輸血の実施状況の確認・振り返り及び改善点を検討

(3) 患者・県民等の視点に立った医療の提供

ア 患者や家族等への医療サービスの充実

- ・ 患者自らの判断で治療方針等を決定できるよう、必要に応じて統一様式を活用しながら、患者の病状や要望・治療方針等についてインフォームド・コンセントを実施
- ・ 地域医療連携室のMSW（医療ソーシャルワーカー）が、多職種のスタッフが合同で行う評価（469件）やカンファレンス（605件）に参加するとともに、各職員が電子カルテを活用するなど情報を共有した上で、患者や家族の相談に対応
- ・ 患者満足度調査を実施し81.3%の患者が「満足」「やや満足」と回答（外来84.1%、入院79.4%）
- ・ 療法士が退院予定の自宅に伺い、患者本人・家族のほか関係機関スタッフとともに

に退院前訪問指導を 74 回実施

- ・ 看護師一人ひとりが患者に対して再発予防教育が行えるよう「再発予防パンフレット」の作成を開始

イ リハビリテーション医療等に関する情報提供

- ・ センター広報誌「とちりハ通信」に、摂食嚥下障害認定看護師の活動、HONDA 歩行アシストを活用したリハビリ、MR I 等の医療機器の共同利用を掲載し、センターの取組を情報発信
- ・ 国や地方自治体の医療制度の最新情報を外来待合室や会計待合室等に掲示
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する情報を、患者や利用者に分かりやすい内容で掲示

ウ 地域に開かれた病院運営

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、医療従事者団体、行政機関、地域中核病院、高齢者施設等を構成員とした「栃木県立リハビリテーションセンター運営懇談会」の開催を見送りつつ、書面により意見交換を実施
- ・ 「とちりハマつり」「とちりハ病院研修会」「高次脳機能障害セミナー」については、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送り
- ・ 園芸ボランティアを受け入れ、グリーンカーテンを設置
- ・ 春と秋の交通安全県民総ぐるみ運動の期間中、街頭活動を行うため職員ボランティア延べ 30 人が参加

(4) 障害児・障害者の福祉の充実

ア 療育支援の充実

- ・ こども療育センターを利用する児童の個別支援計画の立案、実践及び評価に当たっては、本人、家族との面談や相談支援機関との連絡調整等を通じて希望や意向を確認
- ・ 保護者の要望や意見を聴取するため、こども発達支援センターにおいて保護者懇談会を 5 回実施
- ・ こども発達支援センターを利用する児童の個別支援計画作成に当たり多職種でカンファレンスを実施
- ・ こども療育センターを利用する児童について児童相談所等も含めた関係職員のカンファレンスを 17 回実施
- ・ こども発達支援センターの卒園児に対し、こども発達支援センターの訓練室で通園療育課職員が継続してリハビリテーションを提供 (977 件)
- ・ こども療育センターにおいて短期入所事業(314 人)及び日中一時支援事業(102 人)で延べ 416 人(肢体不自由児等 119 人、医療的ケア児 297 人)の児童を受入

イ 自立訓練の充実

- ・ 障害者自立訓練センター利用者の個別支援計画は利用者や家族からの希望を踏まえ作成。サービス提供期間中、定期的にサービス管理責任者、生活支援員、看護師、OT・PT など多職種で構成する支援会議で評価を実施

- ・ 障害者自立訓練センターの自立訓練で公共交通機関利用訓練・外出訓練(延べ3人)、買い物・調理訓練(延べ23人)を実施。また、看護師が必要に応じ保健指導を行うとともに、管理栄養士による栄養指導を1件実施
 - ・ 障害者自立訓練センターの利用開始時及び訓練期間中、必要に応じて心理職面談を実施。さらに支援会議に心理職が参加し、支援計画の評価・見直しに心理面談の結果等を反映
 - ・ 障害者自立訓練センターにおいて、障害者団体の役員を講師として講演を行い、併せて、講演後に講師を交えて家族会を1回開催
 - ・ 失語症や構音障害を有する障害者自立訓練センターの利用者に対し標準化された検査を実施し、客観的データを基に退院後の生活を考え、各個人に合わせたプログラムを立案
 - ・ 障害者自立訓練センター利用者のうち就労を希望する入所者について、支援会議等で評価を行い、就労に必要な支援を実施し3名の利用者が就労(就労継続)
- ウ 病院部門と施設部門が一体となったサービスの提供
- ・ 医療センター入院患者のうち、機能訓練又は生活訓練の利用が適切と考えられる方(7名)について、医師等から情報提供を受けながら随時検討を行い、障害者自立訓練センターの利用に繋げた
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、療法士・看護師・保育士等が原則として他部署への支援を行わない体制(ゾーニング)を整備

(5) 人材の確保と育成

ア 職員の資質向上

- ・ 研修委員会が主体となり、新規採用職員研修や年度の途中で採用された職員に対する新任研修等を実施
- ・ 看護部門において、5段階のクリニカルラダーを活用し、各段階での臨床実践能力(看護実践、管理、教育、自己開発・研究)の開発を支援
- ・ リハビリテーションセンターの今後のあり方を考え、職員個々の更なる意識改善を図るため、理事長が講師となり全職員を対象とした研修を実施
- ・ 院内の研修会等の資料をイントラネットで情報共有するとともに、看護部におけるeラーニング等web教育サービスの利用により、職員の自己学習を促進
- ・ 育児休暇中の職員に対し広報誌等を送付し復職を支援
- ・ 認定看護師が認定を継続できるよう年間計画に基づき学会や研修会に参加

イ 医療従事者の安定的な確保

- ・ 医師数は11名となり目標を達成
- ・ 看護師養成校や県内医療系専門学校を訪問し、就職担当者等と意見交換を行うなど職員確保に向け連携
- ・ 求人状況に応じた随時の採用試験の実施等により、看護師、療法士の人員確保(令和2(2020)年度中に看護師13人、療法士8人を採用)

ウ 人事管理制度の構築

- ・ 法人独自の人事評価制度の構築に向け、先進事例や構築する上での留意点を把握するため、他の地方独立行政法人の試行例を調査
- エ ワーク・ライフ・バランスに配慮した勤務環境の整備
 - ・ 職員満足度調査の結果、前年度から 10.5 ポイント改善し、59.4%の職員がワークライフバランスに配慮されていると回答
 - ・ 令和元（2019）年度から義務化された有給休暇の年 5 日取得について、各部門長の指導等により全職員が取得
 - ・ とちリハいいね！カードについて、強化月間を設けて活用を促し、職員が相互に讃え合うことで、働きやすくやりがいのある職場づくりを推進
 - ・ 令和 2（2020）年 4 月に、看護師の負担軽減のため 2 交代制勤務を導入

(6) 地域連携の推進

- ア 急性期病院や地域の医療機関等との連携の推進
 - ・ 紹介元病院との連携により、入院待機期間の短縮に努め、平均待機期間は 9.9 日と前年から短縮
 - ・ かかりつけ医への逆紹介率は 55.7%
 - ・ ケアマネージャー・地域包括支援センターなど関係者との相談、検討、調整を対面で 365 件実施
 - ・ とちまるネットを活用し紹介元病院の検査結果等をネットワークを經由して取得・共有
- イ リハビリテーション医療及び福祉に係る地域支援ネットワークの強化
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響でネットワークの強化を目的とした会議や研修会の機会が減ったものの、オンラインでの会議・研修会に積極的に参加
 - ・ こども発達支援センター通園中及び退園後に、通園児が関係する保育所、幼稚園、相談支援事業所等に対し情報交換や技術支援を実施（21 件）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で出前講座等の開催が困難となる中、リモートや感染防止対策を講じた上で実施（6 回）

(7) 地域医療・福祉への貢献

- ア 医療・福祉関係者の資質向上に係る支援
 - ・ 専門医取得のための研修病院として各診療科の基幹病院と連携し、研修関連施設としての届出
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の看護師や療法士の養成施設等からの実習生及び研修生の受入れは、看護師 221 人、療法士 217 人、保育士 22 人等に止まった
 - ・ 児童相談所を 6 回訪問し、医学的な観点からのコンサルテーションを 10 例実施
 - ・ 特別支援学校生徒 3 名の就労実習を受け入れ、卒業後の就労に向けた支援を実施
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、「とちリハ病院研修会」の開催や地域

福祉団体等の視察・調査の受入れを見送り

イ 一次予防に係る地域の取組への支援

- ・ ロコモに関係する情報発信・普及啓発を図るため、「とちぎロコモプロジェクト」などに参加したほか、講演会の講師を実施（4件）
- ・ 県内の全小学校に「子どもの運動器の障害に関するパンフレット」を配布（4万5千部）し、ロコモの啓発
- ・ 高齢者等の運動器（運動機能）及び口腔等の機能の維持及び向上を図るため、外部機関に対し、ロコモ度テストを行う機材を貸出（26件）

ウ 障害児の地域におけるリハビリテーションへの支援

- ・ 地域療育支援事業として、児童発達支援事業所等の療育機関や市町の職員を対象とした医師、療法士等による研修会を1回開催するとともに、療育に携わる職員に対するセンターでの実習を実施（13回、延べ22人）
- ・ こども発達支援センターの退所児童について、必要に応じて通園児の進路先の施設を訪問し、技術支援及び情報提供を実施（7件）
- ・ 保育所等訪問支援事業の令和3（2021）年度からの実施に向けた体制を整備

(8) 法令・社会規範の遵守及び適切な情報管理

- ・ 業務の遂行に必要な法令上の手続について、疑義が生じる都度、関係法令を所管する機関へ協議・確認
- ・ 栃木県情報公開条例、栃木県個人情報保護条例に基づき、公文書及び個人情報を管理
- ・ 新規採用職員研修において情報管理について周知
- ・ 県内外で発生した情報セキュリティに関するインシデント事例をその都度職員に周知し、個人情報の漏えい等を防止

(9) 災害等への対応

- ・ 所内各部署の代表者で構成するBCP策定検討委員会を設置し、具体的検討に着手し、各部門業務のリストアップを実施
- ・ 民間コンサルに委託し、BCP研修を実施
- ・ JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）の運営を支援するため、広報委員会に職員が6回参加
- ・ 栃木県災害リハビリテーション連絡会の定例会（1回）に職員が出席したほか、研修会に参加（2人×3回）
- ・ 令和2（2020）年4月に災害対応マニュアルを策定し、地域の人工呼吸器利用者への充電支援等の体制を整備

2 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(1) 業務運営体制の確立

- ・ こども療育センターの職種ごとの職員配置数の見直しにより、医療的ケア児等

の受入れ体制を充実

- ・ 県が行う新型コロナウイルス感染症対策への支援として、宿泊療養施設等への看護師派遣を実施するに当たって、6階病棟の病床利用率を調整しつつ、医業収益の低減を防止

(2) 経営参画意識の向上

- ・ 管理運営会議（13回開催）において決定した取組方針を所内連絡会議等に報告し、さらに、全体研修会や経営に関する研修会を開催し職員の経営参画意識を醸成
- ・ 職員の多様なアイデアを業務運営に活かしていくため、職員提案制度「とちりハ提案制度」を実施し、15件の提案のうち9件を採用

(3) 収入の確保及び費用の削減への取組

ア 収入の確保対策

- ・ 医師数については、11名となり目標を達成
- ・ 療法士数については、目標を上回る93名を配置し、268,466単位のリハビリテーションを実施
- ・ 急性期病院へ待機状況を電話連絡にて情報提供を行ったほか、会議・研修会等で急性期病院MSWと情報交換に努めた結果、684件の新規患者相談
- ・ 地域医療連携室において、各病棟師長と連携し病床管理を行ったほか、紹介元病院と緊密な連絡調整を実施
- ・ 病床利用率については、県の新型コロナウイルス感染症感染防止対策への支援を積極的に行った結果、宿泊療養施設等への看護師派遣に伴う、6階病棟の病床利用率の調整により、目標90.3%のところ77.6%
- ・ 診療報酬等改善委員会を隔月開催し、査定減額となった事例について、その理由と今後の対応を明確にし、情報共有することで適正な請求を実施
- ・ 令和2年（2020）4月の診療報酬改定後も、回復期リハビリテーション病棟入院料1の算定体制を維持（5階及び6階病棟）しているほか、令和2年（2020）4月から「入退院支援加算1」の算定を開始
- ・ 未収金回収のため、入院時の説明及び誓約書の提出の徹底を図るとともに、支払の困難な患者からの相談対応を通じ分納を提案
- ・ 未収金回収業務委託を通じ、過年度未収金を回収（2件）
- ・ 後発医薬品の積極的な採用や切替えを行い、医薬品購入費を約180万円削減し、薬価差による収益約45万円に寄与

イ 費用の削減対策

- ・ 近隣の医療機関からのMRI等高度医療機器の受託検査の積極的な受入れに努めるとともに、令和2（2020）年10月から新たに契約医療機関との間で共同利用を開始（86件実施）
- ・ 医薬品や医療機器の購入の交渉に際しては多職種で価格交渉を実施
- ・ 先発医薬品と同等以上の品質である後発医薬品を積極的に採用し、後発医薬品

の使用割合が 88.0%に向上

- ・ 医薬品の定期的な使用量を把握し、適正在庫量や発注点を設定することにより医薬品管理を効率化及び適正化
- ・ 経営分析システムにデータを蓄積するとともに、複数の部門に勤務する職員の人件費等の配賦基準を検討

3 財務内容の改善に関する事項

- ・ 経常利益は 161,587,141 円を計上し、経常収支比率は 104.9%
- ・ 毎月、所内連絡会議において、入退院別・診療科別の前月までの稼働額を共有

4 その他業務運営に関する重要事項

- ・ 医療機器の調達に当たり、管理運営会議において、当該年度の購入予定機器の機能や仕様を精査
- ・ 医療機器について、「超音波診断装置」、「遠心機」などを計画的に更新・整備（計 13 品目、10,402,474 円（税込））